

(仮称)大阪府障がい者の雇用・就労促進条例（大阪府ハートフル条例）骨子＜案＞の概要

前文（条例制定の趣旨・背景）

- 障がいの有無に関わらず、誰もが仕事に生きがいを感じながら充実した日々を過ごすことのできる社会の実現は、私たちすべての願いでもあり、責務。
- しかしながら、府内的一般事業主における障がい者の雇用率は、障害者雇用率を大幅に下回る状況が続いている、支援学校等の卒業生や障がい者支援施設等の利用者などの障がい者に働く機会が十分に提供されていない。
この状況を改善するため事業主の取組みを社会全体で促進していくことが重要。とりわけ、府が発注する調達契約又は補助金交付の相手方には、府税等の貴重な財源でまかなわれていることに鑑み、障害者雇用率を速やかに達成するという高い法令遵守意識と取組みが強く求められる。
- また、個々の障がい者の状態や能力に応じて、障がい者支援施設等における福祉的就労や在宅就業という多様な働き方を支援するなど、就労を通じて自立を目指す障がい者を社会全体で支えていくことが求められている。
- 以上、支援学校や障がい者支援施設等で教育・訓練を受ける障がい者など、「働く」意思と能力のあるすべての障がい者が、夢や希望を持って生き生きと働き、自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、府、事業主、事業主団体、府民がそれぞれの責務と役割を自覚し、積極的に取り組むことを決意し、府民の総意として、この条例を制定する。

1 総則

目的

障がい者の雇用・就労に関する基本理念、府・事業主・事業主団体・府民の責務を明らかにするとともに、府の障がい者の雇用・就労を促進するための施策を定めることにより、障がい者の雇用・就労促進及び職業安定に努め、府民の福祉の増進を図る。

基本理念

障がいの有無にかかわらず誰もが社会経済活動に参加し、自己実現を図りながら社会の構成員としての役割を果たしていけるよう、各主体が各自の責務を自覚し、あらゆる機会を捉えて、雇用・就労機会の創出・拡大に努めなければならない。

事業主に雇用される者及び求職者は、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、自立できるよう努めなければならない。

各主体の責務

- 府の責務 …府政のあらゆる手段を活用して障がい者の雇用・就労を促進するための施策を構築し、国等と連携して、その施策を実施する責務を有する
- 事業主の責務 …障がい者の雇用機会の創出・拡大はもとより、雇用継続のための職場環境づくりに努める
- 取引事業主の責務 …調達契約等が府民から徴収された税金等でまかなわれていることに鑑み、法定雇用率を速やかに達成する
- 事業主団体の責務 …事業主がその責務を果たせるよう事業主に対する障がい者雇用への一層の理解を高める自主的な活動に努める
- 府民の責務 …障がい及び障がい者への理解を高めるとともに、国、府、市町村が行う障がい者の雇用促進・職業安定のための施策に協力する

2 基本的施策

- (1)府民の理解促進 … 市町村や障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携・協力して、府民に障がい者雇用に関する啓発活動を行う。
- (2)事業主の取組みの促進 … 障がい者雇用に関する啓発活動、障がい者雇用に貢献している事業主に関する顕彰その他事業主の取組を促進する施策を講じる。
府が発注する調達契約又は補助金交付の相手方に対し、障害者雇用率を達成するための指導等を行うとともに、職業紹介等により障害者雇用率の達成に向けた取組を行う一般事業主の支援に努める。
- (3)特例子会社等の設立促進 … 特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設立を促進するための必要な施策を推進する。
- (4)職業教育の推進 … 府立支援学校における職場実習を重視した実践的で特色ある職業教育を推進し、生徒の就労及び定着を支援するとともに、障がいのある生徒が在籍する高等学校における進路指導の充実に努める。
- (5)職業能力開発の推進 … 障がい者に対する職業能力開発を推進する。
- (6)障がい者支援施設等への支援 … 障がい者支援施設等における工賃の増加を図るための支援、障がい者支援施設等から一般就労を希望する障がい者を支援するための施策を講じる。
- (7)職場定着の支援 … 障害者就業・生活支援センターに対する指定・監督、関係機関との連携により、個々の障がい者に対する職場適応等の支援を行う。
- (8)多様な働き方への支援 … 在宅就業支援団体等及び障がい者支援施設等に対し、府が調達する物品や役務の提供の発注、IT業務等の発注促進により、多様な働き方を通じて自立を目指すための支援を行なう。
- (9)府職員の採用 … 府自ら率先して障がい者である職員の採用を推進する。

3 取引事業主における障がい者雇用の促進

(1)雇用状況の報告

調達契約又は補助金交付の相手方になろうとする一般事業主（規則で定める一般事業主を除く）は、6月1日現在における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の雇用に関する状況を知事に報告しなければならない。

(2)障がい者の雇入れ計画

- ① 調達契約又は補助金交付の相手方である法定雇用率未達成一般事業主は、法定雇用率を達成するための雇入れ計画を作成し、知事に提出しなければならない。「計画期間一2年以内」
- ② 知事は、雇入れ計画が不適当であると認めるときは、その変更を勧告することができる
- ③ 雇入れ計画を提出した調達契約又は補助金交付の相手方である一般事業主は、進捗状況及び達成状況を知事に報告しなければならない
- ④ 知事は、進捗状況又は達成状況に特に必要があると認めるときは、調達契約又は補助金交付の相手方である一般事業主に改善勧告することができる

(3)立入調査等

(4)事業主名等の公表

知事は、次に該当する場合で正当な理由がないときは、その者の氏名又は名称等を公表することができる。

- ①雇用状況報告若しくは雇入れ計画の進捗状況又は達成状況の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ②雇入れ計画を作成せず又は提出しなかったとき ③変更勧告又は改善勧告に従わなかったとき
- ④立入調査を拒んだとき等